

**「OK!!広島（おいしいけえ、ひろしま）」プロモーション等実施業務
委託仕様書（案）**

1 業務名

「OK!!広島（おいしいけえ、ひろしま）」プロモーション等実施業務

2 委託期間

契約締結の日～令和9年3月31日

3 事業の目的等

| | |
|------|---|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none">・「おいしい！広島プロジェクト」は、G7 広島サミットの開催を契機に、これまで、生産者や観光事業者、飲食店など、県内の食に関わる事業者・団体等に広く働きかけ、広島の「おいしい」を共に創る仲間づくりを行いながら様々な企画を実施し、県内の機運醸成を図っているところである。・その中で、2025年6月17日よりスタートした、首都圏を中心とする大型プロジェクト「OK!!広島（おいしいけえ、ひろしま）」は、県内外の方々に広島が誇る食の魅力を広く伝え、“ひろしまブランド”のさらなる強化と観光消費額の拡大を目的として展開しているところである。・当業務では、本県の多彩な食資産・食文化の認知をさらに高め、県内外から広く共感を獲得するため、首都圏を中心にプロモーションを展開するとともに、広島の食を体験できる宿泊プラン・ツアー等の企画及びターゲット地域での食をテーマとした企画の実施等により実際の食体験へ促すことで、広島のおいしいイメージを定着させ、「広島は美味しさの宝庫である」というひろしまブランドの強化を図り、観光消費額の増加につなげる。 |
| 実施方針 | <ul style="list-style-type: none">・「広島＝おいしい！」を認知してもらい、共感を得られ、多彩な食を体験したいと行動変容を起こさせる企画とする。・主なターゲットは首都圏に在住する食に対する興味関心の高い30～50代女性とする。・広島から「おいしい」イメージを想起できるよう、食を楽しんでいる情景や食の背景と合わせる等、広島でしか得られない食の体験価値を発信する。・当業務は、広島県が行っている「おいしい！広島」プロジェクトの一環であり、このプロジェクトにおける様々な取組と密接に連携し、相乗効果を生み出すことができるよう取り組む。 |

4 業務内容

(1) 全体業務

実施にあたっては、次の点を前提とする。

ア 令和7年6月より開始した「OK!!広島（おいしいけえ、ひろしま）」（以下、「OK!!広島」とする）を継続する形にて業務を実施することとし、ロゴマーク及び基本形のデザインは継続して使用すること。

イ 「おいしい！広島」プロジェクトが実施する他の業務との一体感を持たせること。

ウ 全体計画及び進捗管理を適切に行うとともに、個々の実施内容及びスケジュールについては、別途、県等と協議・調整したうえで実施すること。

エ 本業務にて発生する一切の費用は、全て本業務の委託料の範囲内で受託者が負担すること。

(2) クリエイティブディレクターの設置

当業務の実施にあたり、次のクリエイティブディレクターを設置すること。クリエイティブディレクターに求める人物像のイメージは次のとおり。

ア ひろしまブランドの強化に向けて、長期的な視点に立ち戦略を策定できる方

イ 全体戦略、マーケティング戦略、SNS 戦略、メディアプランニングから体験創造・体験価値の向上まで、一環して統括できる方

ウ 広島に愛着を持ち、独創的な視点で、プロモーションに取り組める方

(3) 効果的な情報戦略

「広島＝おいしい！」と認知・共感が得られ、食体験まで結びつける効果的な情報戦略を策定し、次に掲げる事項も含めて実施すること。

ア 事業目的とそれに付随する KPI を達成するために、最適と考えられる媒体・手法にてプロモーションを行うこと。

イ ランディングページ（以下「LP」という）はドメイン名「ok-hiroshima.jp」を継続して使用することとし、速やかに引き継ぎしたのち保守・運用を実施すること。運用においては当事業にて実施する施策の発信に加え、「おいしい！広島」プロジェクトの一環として他事業が実施する施策への導線を意識すること。

ウ SNS やメディアを有効活用すること。

エ (4) ウ等によりざわめきを起こせるよう企画実施すること。

(4) 食体験の創造

ア 「おいしい！広島」プロジェクトの取組を踏まえ、広島を訪れた観光客が、実際に食を体験するよう、飲食店への効果的な導線をつくること。

イ 飲食店をはじめとした県内外のステークホルダーが「OK!!広島」に参加できるような仕掛け（仕組み）を企画実施すること。

ウ 県内の宿泊施設や観光事業者等が「OK!!広島」に参加し、観光地とその周辺の広島の食をセットで体験できる宿泊プラン・ツアー等を実施できるような仕掛け（仕組み）を企画実施し、プロモーションすること。

なお、宿泊プラン・ツアー等は、一般的な単発のモニターツアーや催行日が限定されるパケットツアーでなく、既存の観光体験や食を活用し、継続して募集されるものであること。

エ (4) ウの実施にあたっては、話題・露出の最大化を図るため、首都圏・関西圏（全国チェーン含む）のホテル・飲食店・百貨店などで広島の食をテーマとした企画等を実施し広島の食に触れる機会を創出することで、広島県内への誘客に促すこと。

オ その他、プロモーションを盛り上げるために必要なツールを作成すること

(5) 独自提案

広島への来訪や広島の食を楽しむフックづくり等、当業務の目的を達成するために効果的な提案があれば積極的に行うこと。

なお、提案内容については、県と協議のうえ実施することとし、実施に係る経費は契約金額の範囲内で行うこと。

5 成果目標

- (1) 「OK!!広島」の認知率・関心率・広島県への来訪意向等
- (2) 「OK!!広島」特設サイトのLPのPV・コンバージョン数
- (3) 「OK!!広島」コラボレーション件数
(広島の食をテーマとした企画実施回数、宿泊プラン・ツアー等のコラボレーション事業者数等含む)
- (4) 上記に加えて、新たな成果指標があれば記述すること

【関連指標】

- ・首都圏からのおいしい共感度：(R6実績) 50.5%、(R8目標) 62.8%
- ・「おいしい」イメージがある食資産数(首都圏) (R6実績) 2.0品 (R8目標) 2.2品
- ※県の独自調査における質問項目、13種類(牡蠣、お好み焼、瀬戸内さかな、広島酒など)の食資産のうち、「おいしい」というイメージが「あてはまる」と回答した首都圏の食資産数の平均
- ・観光消費額に占める食の消費額単価：(R6実績) 5,000円/人 (R8目標) 5,310円/人

6 成果物

下記「成果物一覧」に掲げるものを基準として、受託者と広島県が協議し決定する。

【成果物一覧】

| 成果物 | 備考 |
|-------------------------------|-----------------------------|
| プロモーション全体計画書(全体工程表含む) | 令和8年5月末まで |
| 工程、進捗状況等を報告する資料 | 契約締結から委託終了まで毎月 |
| 予算執行状況 | |
| メディア露出報告及びクリッピング | |
| 告知・販促ツール等の制作物 (例：動画、ポスター等) | PDF、aiデータ等の電子データについても提出すること |
| 業務を実施するうえで作成した資料等 | |
| 業務全体の報告書 | 業務委託終了後 |

※各成果物について、上記に記載した納期以外で県から求められた場合は、速やかに提出すること

※全体計画、工程表は計画に変更が生じた際は更新して提出すること

※工程、進捗状況等を報告する資料は企画ごとに作成し、制作物等の納期だけでなく案提出日、確認期限、校了日等完成までに必要となる各工程の期日も示すこと

※ドキュメント類については、紙及び電子媒体で提供すること

7 業務の執行体制(適正な人員配置)の確保について

受託者は、この委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

なお、県との打合せに速やかに対応できるスタッフを配置すること。

8 県及び関係者との連絡調整

受託者は、契約締結後速やかに県と業務前の打ち合わせを行うとともに、次のとおり連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

- (1) 受託者は県と定期的に打ち合わせを行い、進捗状況の報告及び必要に応じた計画の見直しを検

討・協議すること。打ち合わせは、オンライン会議システムを利用することも可とする。また、当業務の関係者との打ち合わせへの同席や調整を求める場合がある。なお、打ち合わせ後は、速やかに、協議録を作成し、県に提出すること。

- (2) 県が登用する専門家との連携を図ること。
- (3) 受託者は、当業務の履行に当たり実施過程で疑義が生じた場合や改善の必要があると認められる場合は、直ちに県に報告して協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 受託者は、当業務の履行に当たり発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告して指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は事前に県が定める書面で報告し、県の了解を得ること。
- (6) 広告配信にあたって掲出する画像やアニメーションや、動画等の作成にあたって必要な写真やイラスト、動画等の素材について、著作権の帰属等の必要な権利手続きを含めた調達業務の一切は受託者が行うこととする。

9 委託料

精算払いとする。

但し、業務の遂行上必要と認められる部分については、協議の上、概算払いとする。

なお、委託料のうち 35,000 千円は広島県への誘客、宿泊、周遊に資する事業に使用することとし、見積書及び請求書には、内訳を他の業務と明確に区分し明記することとする。

10 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

11 秘密の保持

受託者は、契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供しないこと。なお、業務終了後においても同様とする。

12 留意事項

受託者は、県と十分打合せを行いながら業務を遂行するとともに、調整が必要となる場合には、これを申し出るものとする。

- (1) 本契約により著作権が生じる場合は、その権利は県に帰属するものとする。
- (2) 当業務に伴う債権及び債務、費用負担、受託者の損害及び第三者に及ぼした損害は、全て受託者が負担するものとする。また、県は受託者の運営経費に関し、一切の補填をしない。
- (3) 受託者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (4) 景品表示法など、法令を遵守すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項又は委託内容に疑義が生じた場合は、受託者は県と協議したうえで業務を遂行するものとする。